

施設基準

(1)基本診療料の施設基準等

●情報通信機器を用いた診療に係る施設基準

情報通信機器を用いた診療を行っています。初診においては向精神薬の処方は行っておりません。

●機能強化加算

地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下のアからオの対応を行っています。

ア 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

イ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。

ウ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

エ 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

オ 夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

●外来感染対策向上加算

受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑う症状を呈する患者様を対応します。その上で、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

○ 感染管理者である看護師が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。

○ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。

○ 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と診療時間を分けた診療スペースを確保して対応します。

○ 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。

○ 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。

○ 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

●連携強化加算

●医療DX推進体制整備加算

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

●夜間・早朝等加算

(2)特掲診療料の施設基準等

●がん性疼痛緩和指導管理料

●ニコチン依存症管理料

●別添1の「第9」の1の(2)に既定する在宅療養支援診療所

●がん治療連携指導料

●在宅時医学総合管理料および施設入居時医学総合管理料

●在宅がん医療総合診療料

●検体検査管理加算（I）

●時間内歩行試験およびシャトルウォーキングテスト

●コンタクトレンズ検査料1

■コンタクトレンズ外来担当医

岩崎 健太郎 医師 (眼科診療経験9年以上)

阿部 優樹 医師 (眼科診療経験1年以上)

■費用について

(1) 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料75点を算定します。

(2) コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定します。

*上記につきご不明な点は医療スタッフにご相談ください。

●往診料の注9に規定する介護保険施設等連携往診加算

当院では、介護保険施設等連携往診加算の届出を行っています。

連携先施設は介護老人保険施設 あじさい です。協力医療機関協定書を交わしており、療養を行っている患者さんの病状の急変等に対応する医療機関として定められています。

介護老人保健施設 あじさい と当該入所者様の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、月1回以上の頻度でカンファレンスを実施しています。

●一般名処方加算

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1

(3) その他

●酸素の購入単価

【その他 施設基準等に関する事項】

●「医療情報取得加算」について

当院では、マイナンバーを用いたオンライン資格確認による電子資格確認を行う体制を有しています。これにより受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

●「一般名処方加算」について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやす

くなります。また、令和 6 年 10 月より、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ処方等を行った場合には、選定療養になりますので、ご理解ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

●長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28 日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。